

## 不利益処分の処分基準

処 分 の 内 容		使用禁止の命令
所 管 部 課 係 名		市民生活部環境課生活環境係
根 拠 法 令 及 び 条 項		新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第28条
処  分  基  準	関 係 条 項	新座市ペット霊園の設置の許可等に関する条例第9条及び第27条
	基 準  (未設定の場合はその理由)	<p>ペット霊園を設置する者が次のいずれかに該当するとき。</p> <p>1 第9条の規定による許可を受けないで、ペット霊園を設置し、又はペット霊園の区域若しくは納骨施設若しくは火葬炉を変更したとき。</p> <p>2 第27条の規定により許可を取り消されたとき。</p>
	参 考 事 項	
	設 定 等 年 月 日	平成24年10月1日設定（平成 年 月 日最終変更）